地震一口メモ No.168

「南海トラフ地震臨時情報」の提供を開始しました

気象庁では、2019年5月31日15時より、「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」の運用を開始しました(表1)。 以前の「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」及び「南海トラフ地震に関連する情報(定例)」から情報名等を変更した経緯については、前回の一口メモ No. 167をご覧ください。

表 1 情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいよう キーワードを付して情報発表 します	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート 境界においてM8.0以上の地震が発生したと 評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート 境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や 通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれ にも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移 等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合にお ける調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合 を除く)	

情報が発表されたら、自治体の呼びかけに従い、巨大地震の発生に備えて以下の表 2 に示すような防災対応をとってください。

また、異常な現象が発生せず、情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することがあります。南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。引き続き、日頃からの地震への備えを心がけてください。

表 2 防災対応例

日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認

など

できるだけ安全な防災行動の例

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備(非常持出品等)
- ・危険なところにできるだけ近づかない など

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」の概要(内閣府)より